

上告に関するコメント

令和6年12月2日

女川原発再稼働差止訴訟原告団

同 弁護団

女川原発再稼働差止訴訟原告団及び同弁護団は、令和6年11月30日の脱原発弁護団全国連絡会との協議の結果、同年11月27日の高裁判決に対し、苦渋の選択ではありますが、上告及び上告受理の申立をしないことを決定しました。

理由は以下のとおりです。

- 1 本判決は、避難計画に全く踏み込まなかった門前払いの一審判決と異なり、避難計画の内容に踏み込んでいる。避難計画を争点とする他の訴訟も、一審判決と同様の判決を数多く受けている中で、仙台高裁が避難計画の内容に踏み込み、かつ、判断基準まで示して出したことは注目に値し、他の訴訟にとって有益である。
- 2 上告及び上告受理の申立をすれば、現存の最高裁の状況からして、門前払いの一審判決に戻る可能性を否定できない。その場合、避難者からの訴えを棄却した最高裁の令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟に下級審が例外なくひれ伏している状況に鑑み、避難計画を争点として他の訴訟に壊滅的な悪影響を与える可能性がある。

以上